書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号
埼玉県秩父市大野原字築瀬2402番３
清算株式会社　ＣＢＤ清算準備株式会社
代表清算人　伊藤　　孝
１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所秩父支部

令和８年（ヒ）第３００４号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番22号
清算株式会社　株式会社木田精密機械
代表清算人　木田　文夫
１　決定年月日　令和８年２月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３号
岡山市南区浦安西町47番地２
清算株式会社　株式会社ブツクランドあきば
代表清算人　秋庭　知雄
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５号
兵庫県南あわじ市広田広田1223番地
清算株式会社　株式会社ＫＨ鉄工所
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号
清算株式会社　株式会社右田本店
代表清算人　右田　　明
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち元金部分の2.950864パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市大畠1666番地の２
清算株式会社　株式会社ＨＳ
代表清算人　永山　久徳
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（第２・１⑴において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　定義
⑴　本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和８年１月20日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。